

志木市新複合施設建設工事技術協力業務に関するパートナーシップ協定書（案）

※ 本協定書は、協定締結前に再確認する。

志木市新複合施設建設工事技術協力業務（以下「本業務」という。）に関して、志木市（以下「発注者」という。）と株式会社石本建築事務所（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇（以下「技術協力業務受託者」という。）とは、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、本工事における発注者が実施した志木市新複合施設建設工事技術協力業務受託者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、技術協力業務受託者の技術提案書等を選定したことを確認し、発注者、設計者及び技術協力業務受託者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「志木市新複合施設建設工事設計見直し等業務委託」及び、発注者と技術協力業務受託者が別途契約する「志木市新複合施設建設工事技術協力業務」における技術協力に基づく実施設計の見直しを円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（関係者間の調整、協力）

- 第 2 条 本業務の実施に係る発注者、設計者及び技術協力業務受託者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「CMr」という。）が、調整を行う。
- 2 発注者及びCMrが行う調整に対し、設計者及び技術協力業務受託者は、真摯に対応し、協力する。
- 3 発注者、設計者及び技術協力業務受託者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案の技術的・経済的課題を検討するため、志木市新複合施設建設工事技術協力協議会（以下「3者協議会」という。）を設置する。なお、3者協議会とは、発注者、設計者及び技術協力業務受託者の3者により組織されるもので、実施設計時の見直し時に技術協力業務受託者から提案される高度な技術提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。
- 4 第 1 項に規定する調整は、発注者が主催する3者協議会において、発注者及びCMrが、設計者及び技術協力業務受託者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

（3者協議会の役割、責任）

第 3 条 3者協議会の役割、責任は P. 3～4 の役割分担表による。

- 2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、技術協力業務受託者から提案され発注者により採用された技術提案を実施設計に反映させる等のため、技術協力業務受託者が確認申請上のその他の設計者となった場合は、技術協力業務受託者も実施設計への関与度合いに応

じた設計責任を負うものとする。

(実施設計見直し段階における技術協力等)

第4条 技術協力業務受託者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において提案された技術提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において技術協力業務受託者から提案され発注者により採用された技術提案だけでなく、実施設計段階見直し時における技術協力業務受託者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

(提案価格)

第5条 技術協力業務受託者からプロポーザル時に提出された工事費（以下「提案価格」という。）は、下記のとおりとする。提案価格は、本工事における工事費の目標額となる。

工事費 〇〇,〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から工事請負契約締結日の前日までとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び技術協力業務受託者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者及び技術協力業務受託者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市長 香川 武文

設計者

東京都千代田区九段南4丁目6番12号

株式会社 石本建築事務所

代表取締役 長尾 昌高

技術協力業務受託者

〇〇〇〇

実施設計見直し段階 役割分担表 ※協定締結前に再確認する。

業務内容			発注者	CMr	設計者	技術協力 業務受託者	特 記 事 項
3者協議会	1	会議	主催	出席	出席	出席	
	2	会議議事録作成	確認・協力	作成	確認・協力	確認・協力	
	3	設計課題確認シート	承認	確認	作成	確認・協力	
	4	技術提案及びVE提案 (施工予定者より)	承認	確認	検証	提案	
	5	技術提案及びVE提案 (設計者より)	承認	確認	提案	検証※	※発注者及び設計者からの提案及び V E提案に対する内訳明細書作成を 含む。
	6	実施設計図書	承認	確認	作成	協力※	※施工予定者による技術提案やV E 提案等を反映する必要がある場合に 作成協力を行う。 ※実施設計全般に対する技術検証を 含む。
	7	工事費内訳書	承認	確認	作成	協力※	※施工予定者による技術提案やV E 提案等を反映する必要がある場合に 作成協力を行う。
	8	工事区分表	承認	確認	作成※	確認	※建築・設備・外構・別途工事等の 区分を作成する。
	9	施工実施方針及び施工計画	承認	確認	検証	作成	
工程	10	全体事業スケジュール	情報提供※	作成※	確認	確認	※志木市内の会議や意思決定等のス ケジュールを作成する。
	11	実施設計スケジュール	承認	確認	作成	確認	
	12	工程表	承認	確認	検証	作成※	※発注時期等を含む主要な工程を記 載する。

コスト管理関連	13	工事費内訳明細書による コスト推移管理	承認 (指示)	確認	検証	作成※	※本プロポーザル時に提出した、概算工事費見積内訳書及び採用されたV E 提案書に基づき、工事費内訳明細書を作成し、更新を行う。(更新頻度：2 ヶ月に1 回程度)
	14	V E 提案の内訳明細書によるコスト管理	承認	確認	検証 協力	作成※	※施工予定者がV E 提案毎に概算工事費を算出し、更新する。
	15	精算見積書 (明細内訳書含む)	受領	確認	検証	作成※	※実施設計完了後、精算見積書を見積もり合わせ時に提示する。
他	16	発注者にて行う必要な会議 (庁内での合意形成等)	主催	協力※	協力※	協力※	※必要な資料作成を行う。

太文字 ：業務の主体

※言葉の定義：「主催」→業務内容に伴う関係者間の調整を行う。

「承認」→資料を受け取り最終決定するもの。

「検証」→資料の内容を調査し、是正があれば他者に伝える。

「協力」→成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する。

「確認」→資料を閲覧し、発注者要求から明らかに逸脱しているか否かを確認し、結果を他者に伝える。